

平成 25 年 12 月 18 日

公益社団法人日本産婦人科医会 会員各位

福島県立医科大学理事長 菊地 臣一



福島県産婦人科医会会長 幡 研一



福島県産科婦人科学会会長 藤森 敬也



福島県の妊産婦に対する平成 25 年度 県民健康管理調査
「妊産婦に関する調査」の実施にあたっての御協力依頼

謹啓

初冬の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、福島県から移動・避難された妊産婦の御診療に対し、格段の御協力、御理解をいただき感謝申し上げます。さらに、昨年度の平成 24 年度 県民健康管理調査「妊産婦に関する調査」への御協力に対しまして心より御礼申し上げます。

福島県では、福島県立医科大学（以下、「医大」）を実施主体として、県民の継続的な健康見守りの取り組みの一つとして、平成 23 年度より「妊産婦に関する調査」を行っております。

回答内容から支援が必要と思われる方に対し、助産師・保健師等による電話支援を実施しておりますが、その内容については、平成 23 年度は大半を占めていた放射線の影響に対する不安や避難に対する心配ごとの相談がやや減少し、平成 24 年度は育児に対する通常心配ごとの相談が多くなってきております。

しかしながら、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故から 2 年以上が経過した現在もなお、福島県で子どもを産み育てていくことに不安を持っている妊産婦の方々がおられ、県外へ移動・避難されている方もいらっしゃるのが現状です。医大では、「妊産婦に関する調査」を継続して実施し、客観的なデータを継続して示すことで福島県内の妊産婦の安全、安心につなげていきたいと考えております。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ではございますが、『福島県より移動・避難されて対象となられる妊産婦の方々に対しまして、下記、「妊産婦に関する調査」専用相談窓口にご連絡いただき、調査に御協力いただけるよう』、御周知いただけましたら幸いです。

本調査の対象となる妊産婦の方々は、平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までに、福島県内の市町村から母子健康手帳の交付を受けた方（及び同期間内に福島県外の市区町村から母子健康手帳を交付された方であっても、福島県内に転入又は滞在して、福島県内で妊産婦健診を受けたり分娩した方（いわゆる里帰りをした方））としています。また、同期間内に母子手帳の交付を受けた方で、福島県に住民票を残したまま県外に住んでいらっしゃる方も対象となります。

対象となられました妊産婦の方々への対応に関しましては、先生への御負担が大きくなるよう、妊産婦専用の相談窓口で対処いたします。

末筆ながら、先生のますますの御発展、御健勝を御祈念申し上げ、略儀ながら書中をもちまして御依頼申し上げます。

敬具

「福島県民の妊産婦」を御診察された場合の妊産婦からの連絡先

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

「妊産婦に関する調査」専用相談窓口：024-549-5180

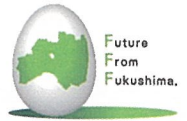
(9:00~17:00 (12/29~1/3、土日祝日を除く))

ホームページ <http://fukushima-mimamori.jp/>



県民健康管理調査

「妊産婦に関する調査」についてのお知らせ



ふくしまからはじめよう。

※本調査票等が届きましたことでご不快な思いをされた方へは心よりお詫び申し上げます。

福島県
福島県立医科大学

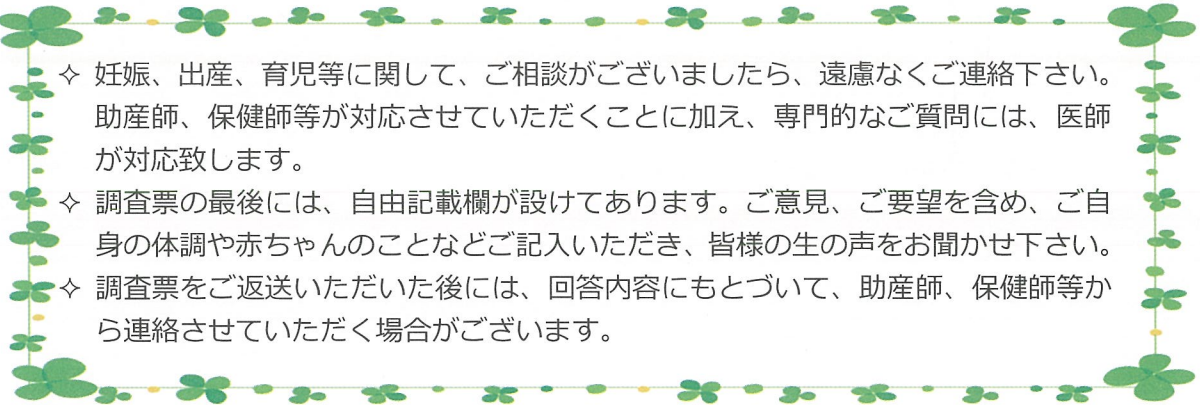
福島県の妊産婦のみなさん、体調はいかがでしょう

福島県の委託を受け福島県立医科大学では、県民健康管理調査の詳細調査の一環として、妊産婦の方々への「妊産婦に関する調査」を実施しております。

この調査票は、

- ① 平成 24 年 8 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までに福島県内の市町村から母子健康手帳を交付された方
- ② 上記①の期間内に福島県外の市区町村から母子健康手帳を交付された方の中で、福島県内で妊産婦健診を受けた方、分娩（いわゆる里帰り出産）された方で申し出のあった方にお送りしております。

妊産婦の皆さまのからだやこころの健康状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、今後の福島県内の産婦人科医療の充実へつなげていくことを目的としています。



- ◇ 妊娠、出産、育児等に関して、ご相談がございましたら、遠慮なくご連絡下さい。助産師、保健師等が対応させていただくことに加え、専門的なご質問には、医師が対応致します。
- ◇ 調査票の最後には、自由記載欄が設けてあります。ご意見、ご要望を含め、ご自身の体調や赤ちゃんのことなどご記入いただき、皆様の生の声をお聞かせ下さい。
- ◇ 調査票をご返送いただいた後には、回答内容にもとづいて、助産師、保健師等から連絡させていただく場合がございます。

ご返送に関するお願い

ご出産された方は 1 ヶ月健診を受け、お子様の様子をご記入後にご返送下さい。ご返送は自由です。

基本調査問診票の提出はお済みでしょうか？

基本調査は、各個人が受けた外部被ばく線量を把握し、**皆様方の健康を長期にわたり見守るための基礎資料となる大切なもの**です。詳細に行動記録を確認し「外部被ばく線量」を推計し、その結果を皆様一人一人にお知らせいたします。是非ご記入の上ご返送下さい。



【お問い合わせ先】

◆ 「妊産婦に関する調査」専用お問い合わせ先

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター

電話番号 024-549-5180

(9:00~17:00 (12/29~1/3、土日祝日を除く))